

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく意見書の交付に関する
規程

令和元年7月18日消防本部訓令第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「法」という。）第36条第2項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号。以下「施行規則」という。）第56条第2項の規定に基づく消防長の意見書（以下「意見書」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(意見書の交付申請)

第2条 意見書の交付を受けようとする者は、意見書交付申請書（別記様式第1）に次の各号に掲げる書類を添付して、消防長に2部提出しなければならない。

- (1) 意見書の交付申請に係る貯蔵施設等設置許可申請書の写し又は貯蔵施設等変更許可申請書の写し
- (2) 意見書の交付申請に係る貯蔵施設等の位置（他の施設との関係位置を含む。）及び構造並びに付近の状況を示す図面

(3) 防火管理の計画

(意見書の交付)

第3条 消防長は意見書の交付申請があったときは、次の各号に掲げる事項を審査し、意見書（別記様式第2）を交付するものとする。

- (1) 消防用設備等が消防法（昭和23年法律第186号）、同施行令（昭和36年政令第37号）及び同施行規則（昭和36年自治省令第6号）の規定に適合しているかどうか。
- (2) 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例（昭和48年組合条例第7号）に適合しているかどうか。
- (3) その他火災予防上の観点から特段問題となる事項はないか。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規程（昭和57年5月1日消防本部訓令第2号）は廃止する。

別記様式第 1 (第 2 条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×交付年月日	年 月 日
×交付番号	

意見書交付申請書

年 月 日

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
消防長 様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

㊞

住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）に定めるところにより、貯蔵施設等の許可を受けたいので、同法第 36 条第 2 項又は同法施行規則第 56 条第 2 項に定める意見書を交付されたく、別添関係書類を添えて申請いたします。

別記様式第2（第3条関係）

意見書

交付番号第 号

茨城県知事様

年 月 日付で申請者 から、液化石油ガスの貯蔵施設等の許可を受けるため意見を求めてきたが、これについての意見は次のとおりである。

年 月 日

筑西広域市町村圏事務組合消防本部

消防長

記

備考 この用紙の大きさは日本産業規格A4とする。